

太陽光発電事業者の皆様へ

平成29年9月
福岡県

台風や豪雨など災害時の太陽光発電設備による感電防止等について

- 台風による大雨や、局地的な豪雨により、太陽光発電設備の浸水・破損などの被害の発生が懸念されています。
- 太陽光発電設備は、浸水・破損した場合であっても光が当たれば発電することが可能であり、接近又は接触すると感電するおそれがあります。また、有害物質が流出するおそれもあります。
- 台風の強風などで太陽光発電設備が飛散した場合、周囲の住宅等に被害を及ぼすほか、人身事故を引き起こす可能性もあります。
- 発電事業者の皆様におかれましては、電気事業法などの法令を順守し、日頃から適切な保守点検を行ってください。
- 併せて、太陽光発電設備が破損した場合には、固定価格買取制度（FIT）の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月 資源エネルギー庁）や民間団体が作成したガイドライン等を参考に、関係機関への連絡など適切な措置を講じてください。

《水没した太陽光発電設備による感電防止について》

経済産業省から次のとおり注意点が示されています。

1. 太陽電池発電設備（モジュール（太陽光パネル）、架台・支持物、集電箱、パワーコンディショナー及び送電設備（キュービクル等））は、浸水している時に接近すると感電するおそれがあるので、近づかないようにしてください。
2. モジュール（太陽光パネル）は、光があると発電していますので、触ると感電するおそれがあります。漂流しているモジュール（太陽光パネル）や漂着・放置されているモジュール（太陽光パネル）を復旧作業等やむを得ず取り扱う場合には、素手は避けるようにし、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）などによって感電リスクを低減してください。

3. 感電のおそれがある太陽電池発電設備を見かけましたら、周囲に注意を呼びかけるとともに最寄の産業保安監督部または経済産業省までお知らせいただきますようお願いいたします。
4. 壊れた太陽電池パネルを処理する際には、ブルーシート等で覆い遮蔽するか、パネル面を地面に向けて、感電防止に努めて下さい。また、廃棄する際は自治体の指示に従って下さい。
5. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に水分が残っていることも考えられます。この場合、触ると感電するおそれがありますので、復旧作業に当たっては慎重な作業等を行う等により感電防止に努めてください。
6. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に残った湿気や汚損により、発火する可能性がありますので、復旧作業に当たっては十分な注意を払い電気火災防止に努めてください。

<添付資料>

- ・「太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について」
(平成27年9月 一般社団法人太陽光発電協会)

【福岡県再生可能エネルギー総合相談窓口】

福岡県企画・地域振興部 総合政策課

エネルギー政策室 普及支援係

電話：092-643-3228

FAX：092-643-3160

E-Mail：energy@pref.fukuoka.lg.jp